

下水道に接続しましょう

下水道は生活環境の改善と海や川の水質汚濁防止が目的です。下水道が利用できる地域の皆様は下水道法第 10 条により一日も早く下水道に接続しなければなりません。

くみ取りや浄化槽の清掃がいない下水道への接続をおねがいます。

排水設備工事

くみ取り便所や浄化槽を改造して下水道に接続する排水設備工事は住民の皆様が費用を負担して行う工事です。

無利子の貸付制度

本部町では、排水設備工事のための手助けとして無利子での改造資金の貸付を行っています。

指定工事店

本部町では「本部町排水設備指定工事店」を定めており、工事費見積や施工、本部町への書類提出等を行います。
指定工事店以外に排水設備工事を依頼することはできません。

油を流さないで！

調理油を下水道に流すと詰まりの原因になります。食器についた油はふき取って、揚げ油は固形化するなどして燃えるゴミとして処分してください。飲食店などでは汚水と油を分離するグリーストラップの設置が必要です。

地下水や井戸水の利用

通常、汚水量は上水道のメーターにより算定します。地下水や井戸水など上水道以外の水を使用し、その汚水を下水道に流す場合は汚水量の算定が別途必要となりますので事前にお問い合わせください。

貸付制度、指定工事店その他下水道についてのお問い合わせは

本部町役場 公営企業課 施設班
(本部町字東 5 番地 TEL0980-47-3537)